

財務省告示第三百五十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十一月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十二月九日

財務大臣 中川昭一

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額
利付国庫債券（十年）（第二百七十四回、第二百七十五回、第二百七十六回、第二百七十七回、第二百七十八回、第二百七十九回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号）に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同一札に於ける競争に付して行われる入札による発行の利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で千四百九十六億円	千五百六十億二千九百九十四万円	五万円

十 十 十 十 十
九 八 七 六 五

入 払 元 利 象 各 準 入 償 償
札 場 利 回 国 発 と 札 還 還
参 所 金 り 債 行 す の 金 期
加 支 の 対 る 基 額 限

十
四
利
子

財 日 単 れ 店 本 平 額 (別
務 本 利 利 た 頭 証 成 面 表
大 銀 利 各 各 頭 券 二 金 表
臣 行 回 行 行 買 業 十 額 の
か り 行 行 参 協 年 百 と
ら と 対 考 会 十 円 お
通 ず 象 統 が 一 円 あり
知 す 国 計 発 月 つ)
を 債 の 表 し た 日
受 平 均 値 の
け 均 値 の
た 均 値 の
者 均 値 の

各 発行対象国債の利率 / 100 × 100 / 2

す 日 日 う 算 と 発 第
る に に ° 式 し 行 十 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に
期 支 当 た だ よ 各 象 に 号 除 税 外 し は 者 に へ 額 により
日 払 た だ し り 支 国 規 定 こ 率 人 額 に 前 は お いた 百 算
に う る と 、 算 払 期 の す と を が 適 当 記 外 て し 分 出
つ へ と 、 支 出 し にお 払 行 日 の 後 の 各
い 次 き は 、 期 た お 期 を 支 次 の
て 号 は 、 その 銀行を 支 払
同 に お の 翌 営業
じ 。) 。 規 定

第 十 号 に 規 定 す る 発 行 日 後 の 各
控 除 税 の 率 を 乗 じ た 金 額
は 外 国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所
出 し た 金 額 に 前 記 の 算 式 によ
に は 、 又 は 外 国 法 人 であ る 場 合
住 者 又 は 外 国 法 人 であ る 居 民
時 間 にお いて 取 得 する 者 が 非 居
額 へ お いた し 得 する 者 が 非 居
金 額 に たい し 二 十 金 額 乗 じ た 該
に により 算 出 した 金 額 から 該

二十 者 払込期日 平成二十年十一月十八日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 第十回二十年 付七十七	二・〇%	平成三年二月二十八日	三百七十五億
利付国庫債券 第十回二十年 付七十七	一・六%	平成三年二月二十八日	六百五十七億
利付国庫債券 第十回二十年 付七十七	一・六%	平成十年二月二十七日	五百五十九億
利付国庫債券 第十回二十年 付七十七	一・四%	平成十年二月二十七日	百十七億
利付国庫債券 第十回二十年 付七十七	一・五%	平成十年二月二十七日	百八十八億